

臨床検査専門医認定・更新に係る講習会申請手順 (臨床検査領域講習用)

1. 講習会主催者は可能な限り講習会の3か月前、遅くとも1か月前までに「臨床検査専門医認定・更新に係る講習会認定申請書」を日本臨床検査医学会 新日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会に提出する。
2. 講習会主催者は演者に対し利益相反（以下 COI）自己申告書の提出を依頼する。
 - 1) COI 自己申告書が提出された場合
主催者は COI 自己申告書を確認し、演者として適切か否かを判断する。
適切と判断した場合は、当該演者について申請書の「COI 自己申告」欄の「有」にチェックを入れる（☑, ☒, ■等）。COI 自己申告書は講習会が終了するまで講習会主催者が適切に保管する。
不適切と判断した場合は演者を変更する。
適切・不適切の判断がつかない場合は、日本臨床検査医学会 日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会に判断を依頼することができる。この場合は、申請書と共に当該演者の COI 自己申告書を委員会に送付する。COI 自己申告書はデリケートな内容を含む場合があるため、これを E-メールで送付する場合は、必ずパスワード付き文書とする。
 - 2) COI 自己申告書の提出がなかった場合
原則として演者を変更する。
主催者が、演者として適任であり、他の演者への変更が困難と判断した場合は、当該演者について申請書の「COI 自己申告」欄の「無」にチェックを入れ（☑, ☒, ■等）、申請書を提出する。当該演者に関しては、日本臨床検査医学会 日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会による審査において、演者としての適格性を判定する。なお、この場合、審査において、演者として不適切と判定される場合がある。
3. 講習会として認定された場合、主催者は演者に対し、講演に際しては COI 開示を必ず実施するよう依頼する。
4. 企業等の営利団体に所属する演者がいる場合、講習会主催者は当該演者に、講演内容に自社製品の PR を含まない旨の誓約書を提出してもらう。
一次審査に際しては、誓約書（のコピー）を申請書と共に日本臨床検査医学

会 日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会に提出する。
なお、講習会主催者は講習会が終了まで誓約書を保管する。

5. 企業等の営利団体による共催がある場合は、原則として資格更新に係わる講習会の認定はしない。ただし、講習会主催者が資格更新に係わる講習会に相応しいと判断し、認定を強く希望する場合は、以下の対応をすることにより認定可となることがある。
 - 1) 申請するプログラム（教育講演、シンポジウム等）に関し、協賛企業が企画立案に関与しない旨の誓約書を提出してもらう。
 - 2) 演者の COI 自己申告書の審査に当たっては、特に共催する営利団体（企業等）との関わりを厳正にチェックする。

※ 申請に際して注意点

(1) 講習会の時間と単位に関して

講習会の時間と認定単位は以下の通り。

1 時間以上 2 時間未満の講習会等：1 単位

連続して 2 時間以上のもの：2 単位

なお、1 時間未満のプログラム（教育講演・シンポジウム等）は単位認定不可です。

(2) 講習会の形式に関して

認定可能なプログラムは以下の通り。

① 講習会・講演会（特別講演，教育講演）

1 時間当たり 2 名以内の演者によるもの（追加発言者がいる場合は、追加発言者を含めて 3 名以内）

② シンポジウム，ワークショップ

1 時間当たり 4 名以内の演者によるもの

③ e-learning として実施する場合

受講確認ができ，e-testing（5 題以上）で合否判定が可能なもの

(3) COI 管理に関して

演者に関しては COI の管理が重要である。認定された講習会は一般的な学会発表より高いレベルの COI 管理が求められる。一般的な学会発表では聴衆は批判的吟味を行うことが期待できるので、COI 管理に関しては、COI に関する情報を正しく開示をすれば可である。しかし、教育的な講習会においては、演者と聴衆の間に権威勾配が生じていること

が多く、批判的吟味が行われ難い。そのため講習会主催者は、申請に際して COI 管理に十分配慮する必要がある。

具体的には演者に対し、講演に際して COI 開示を依頼することに加え、COI 管理に十分配慮する（COI に関して受講者の疑義を生まないような内容にする）よう依頼する。

(4) 「演題名」および「講習会の概要」に関して

審査委員会は申請書のみを見て判断するので、「演題名」や「講習会の概要」は臨床検査との関係性がわかるように記す。臨床検査との関係性が不明な場合は、認定されない可能性があるので注意が必要である。

① 好ましくない演題名の例

「慢性腎臓病（CKD）の診断と治療」

臨床検査との関係性が不明なので好ましくない。

② 好ましい演題名の例

「慢性腎臓病（CKD）の診断と治療における臨床検査の貢献」

①の演題名を上記のように変更すると認定されやすい。

「演題名」自体で臨床検査との関係性を示すことが難しい場合は、「講習会の概要」に臨床検査との関係性を明記する。

(5) RCPC については、講習形式として「シンポジウム・ワークショップ」を選択する。

※ WEB 講習に関して

(1) 集団受講（集団形式）

受講者が一堂に会する WEB 講習会。現地講習に準じて対応する。

(2) 個人受講（個別形式）

WEB 配信による個人・個別受講。下記の条件を満たす必要がある。

① システム上にて出席管理が可能である。

② 講習配信映像について個々に受講開始、受講終了の時刻のログを確認することができ、管理ができる。

【臨床検査領域講習として認定された場合の依頼事項】

1. 抄録，案内等のご案内について

抄録や案内等で，副題に「臨床検査領域講習」と明記いただくか，「本企画は，日本専門医機構基本領域専門医更新のための臨床検査領域講習 1 単位に認定されています。」などと注釈を加えてください。

2. 入退場/参加証明書配付・回収について

1) 現地参加の場合

受講証明書の配付および回収方法は，配付は開始 15 分後まで，退場および証明書回収は終了 15 分前から可能としてください。時間厳守をお願いいたします。

なお，回収時，提出を忘れた方は，当日に限り回収可能といたします。

※ 専門医単位を必要としない方は，受講証明書は必要ありません。

2) WEB 講習の場合

① 受講確認について

- WEB 講習の受講確認（WEB 参加の IN、OUT のログ確認のこと）を必ず実施してください。
- 現地講習と同様に，開始後 15 分を超えてからのログイン，終了前 15 分より前のログアウトは受講とはみなされません。

② 受講証明書配付について

受講確認ができた受講者に以下のいずれかの方法で受講証明書を送付（メール添付可）してください。

- 事前に証明書発行希望者を登録し，条件を満たした受講者に送付する。
- 事後にメール等にて証明書発行申請をしてもらい，条件を満たした受講者に返信する。この場合，申請期限（配信終了後 1 か月以内など）をあらかじめ設定しておくことを強く推奨します。

3. 講習参加者名簿の提出について

① 現地参加の場合

- 可能な限り講習参加が確認できた受講者の臨床検査専門医番号と氏名の一覧（臨床検査専門医番号順、Excel ファイル）を作成し，日本臨床検査医学会事務局まで、E-mail でご提出ください。
- 受講者一覧作成が困難な場合は，回収した受講証明書の半券を日本臨床検査医学会事務局まで郵送してください。

② WEB 講習の場合

- ・受講が確認できた受講者の臨床検査専門医番号と氏名の一覧（臨床検査専門医番号順、Excel ファイル）を作成し日本臨床検査医学会事務局まで、E-mail でご提出ください。

※ 日本臨床検査医学会 事務局（E-mail : office@jslm.org）

4. 演者の COI 開示について

専門医更新のための講習会の講演に際し、スライド提示による COI 開示を実施しない演者が散見されます。確実に実施するよう演者に依頼して下さい。開示しなかったことが確認された場合、講習会としての認定を取り消すことがあります。